

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、請願・陳情議案の取下げについてを議題といたします。陳情第23号、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、陳情提出者から当該陳情を取り下げる旨の書面が提出されましたので、事務局から説明いたします。

○林上議会事務局次長 ただいま議題となっております、陳情第23号、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについてにつきましては、陳情提出者から議長に対しまして、都合により取り下げたい旨の書面が令和5年2月14日付で提出されました。

したがって、本委員会で取下げの確認がなされた場合、本会議においてその手続を取るようになるかと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 陳情提出者の申出どおり、本陳情につきましては取下げの扱いとすることによりよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、そのとおり扱わせていただきます。

次に、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第5号及び議案第6号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして、御説明申し上げます。

初めに、歳入補正でございますが、補正予算書の16ページを御覧ください。1款の市税歳入につきまして、当初予算において402億円を計上しておりましたが、個人市民税や法人市民税などで減収が見込まれる一方、固定資産税や市たばこ税などにおいて増収が見込まれ、市税全体といたしまして、当初予算額を2億円上回る見込みとなりましたことから、これに合わせた補正をしようとするものでございます。その主な内訳であります。まず、当初予算を下回るものとして、1款1項1目個人市民税で滞納繰越分が見込みを下回ったことなどから4千388万8千円、同項2目法人市民税で、企業における事業の縮小、廃止等が見込みを上回ったことなどから4千134万8千円などをそれぞれ減額し、一方、2項の固定資産税で、償却資産について事業者の設備投資が見込みを上回ったことなどから1億3千920万1千円、4項の市たばこ税で、売渡し本数が見込みを上回ったことなどから1億5千80万7千円などをそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為であります。ページ戻りまして、補正予算書の5ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正(追加分)の上から2つ目、SMS送信サービス利用料55万5千円でございます。こちらは、携帯電話のショートメッセージサービスを活用し、市税の納付勧奨を行うシステムの利用料でありまして、納期限内に納付をいただけなかった納税義務者に対し、納付に関するお知らせをお送りしているものでございます。令和5年度においても引き続き事業を実施する

に当たり、本年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、税務部所管に関わります補正予算の概要となります。よろしくお願いいたします。

**○林市民生活部長** 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管に関わる事項につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の22ページを御覧ください。2款1項5目市民活動費の市民活動交流センター管理費208万8千円、ときわ市民ホール等管理費755万7千円、コミュニティセンター管理費342万5千円、地域活動センター管理費45万9千円についてであります。これらは、指定管理者制度を導入している施設について、光熱費等の価格高騰による支出の増加に伴い、施設管理の支障とならないよう委託料を増額しようとするもの、及び、新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用のキャンセル等に伴う利用料金収入の減少分を補うため、指定管理者に対して補償しようとするものであります。財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

次に、同じく、下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム管理費320万1千円についてであります。こちらは、戸籍法等の改正に伴う戸籍情報システムの改修に併せて、生体認証機及びスキャナー等の機器を整備するため補正しようとするものであります。財源につきましては、全額国庫補助金で措置しております。

次に、26ページの下段、6款1項7目農村施設管理費の農村地域センター管理費84万5千円についてであります。こちら、指定管理者制度を導入している施設について、光熱費等の価格高騰による支出の増加に伴い、施設運営の支障とならないよう委託料を増額しようとするものであります。財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

続いて、4ページにお戻りください。4ページの第2表、繰越明許費補正（追加分）の1段目になります。戸籍総合システム管理費につきまして、先ほど御説明しました戸籍情報システムの改修等に関わるものであります。事業が年度内に完了しないことから、改修等に係る経費832万7千円を令和5年度に繰り越そうとするものであります。

次に、5ページの第3表、債務負担行為補正（追加分）についてであります。3番目の建設労働者福祉センター温風暖房機更新工事費につきまして、同センター3階ホールの暖房機の故障により、令和4年11月からホールの使用を休止しておりますが、早急に使用を再開させるためには今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、6ページの（変更分）についてでございます。1番目の旭川市市民活動交流センター指定管理料から6番目の旭川市東鷹栖農村活性化センター指定管理料までについて、これらは、先ほど御説明しました指定管理者制度導入施設に対する委託料の補正に伴い、限度額を変更しようとするものであります。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

**○金澤福祉保険部長** 本定例会に提案しております福祉保険部所管の補正予算について、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算でございます。

補正予算書の23ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉事業基金積立金です。寄附金が見込みを上回ったことにより、560万円を補正します。財源は、全額が寄附金

です。

次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給費です。前年度に交付を受けた国庫補助金の精算に伴う償還金として、276万8千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、3款1項2目障害者福祉費の障害者福祉センター管理費です。電気代等の価格高騰等に伴う指定管理者への委託料として281万9千円、利用料金の還付に伴う指定管理者への補償金として11万1千円の合わせて293万円を補正します。財源は、全額一般財源です。

次に、障害者自立支援給付費と自立支援医療費支給費です。前年度に交付を受けた国庫負担金の精算等に伴う償還金として、それぞれ1億3千822万7千円、579万円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、障害者福祉施設等整備補助金です。国の補正予算を活用し、非常用自家発電設備の整備を行う事業者に対し、補助金として481万8千円を補正します。財源は、国庫支出金が321万2千円、一般財源が160万6千円です。

次に、障害福祉サービス等ICT活用推進費と障害福祉サービス等継続支援費です。いずれも国の補正予算を活用し、障害福祉サービス事業所等におけるICT等導入に係る経費、新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費をそれぞれ助成するため、障害福祉サービス等ICT活用推進費が補正額268万4千円、財源は、国庫支出金が174万2千円、一般財源が94万2千円、障害福祉サービス等継続支援費が補正額1億5千万円、財源は、国庫支出金が1億円、一般財源が5千万円です。

次に、障害者総合支援事業費補助金償還金です。前年度に交付を受けた国庫補助金の精算等に伴う償還金として1千272万1千円を補正します。財源は、諸収入が20万8千円、一般財源が1千251万3千円です。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金です。国の補正予算を活用し、大規模修繕等を行う事業者に対し、補助金として2千316万円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

次に、介護保険事業特別会計繰出金です。居宅介護サービス給付費などの増加に伴い、繰出金として2千373万9千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、高齢者バス料金助成費です。寿バスカードの利用件数が見込みよりも増加したことに伴い、2千637万7千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、介護サービス等継続支援費です。新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費を助成するため、1億5千500万円を補正します。財源は、全額が道支出金です。

次に、疾病予防対策事業費等補助金償還金と老人クラブ・高齢者いきいの家運営費でございます。前年度に交付を受けた国庫補助金の精算に伴う償還金として、それぞれ1千972万7千円、135万4千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、近文市民ふれあいセンター管理費です。利用料金の還付に伴う指定管理者への補償金として5万1千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、24ページを御覧ください。5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金です。市の一般会計に交付される基盤安定負担金の増等に伴い、4千371万円を補正します。財源は、国庫支出金が935万7千円、道支出金が2千85万4千円、一般財源が1千349万9千円です。

2項2目児童措置費の上から1つ目の障害児通所給付費です。前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として3千614万円、審査請求件数の増に伴い手数料として27万4千円の合わせて3千641万4千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、上から3つ目の障害児安心安全対策補助金です。国の補正予算を活用し、送迎用バスへの安全装置の導入等を行う事業所に対し、補助金として840万円を補正します。財源は、国庫支出金が738万円、一般財源が102万円です。

次に、25ページを御覧ください。3項1目生活保護総務費の生活保護適正実施推進費です。前年度に交付を受けた国庫負担金・補助金の精算に伴う償還金として807万1千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、2目扶助費の生活保護等費です。医療扶助等が見込みを上回ったことによる扶助費の増加として1億4千892万9千円、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として1億3千492万5千円の合わせて2億8千385万4千円を補正します。財源は、国庫支出金が1億1千169万7千円、一般財源が1億7千215万7千円です。

続きまして、繰越明許費補正について、補正予算書の4ページを御覧ください。福祉保険部所管分につきましては、第2表、繰越明許費補正（追加分）の表中、3款1項社会福祉費の3事業と、2項児童福祉費の障害児安心安全対策補助金の合計4事業でございます。いずれも、先ほど御説明いたしました補助金に係る補正額の全額または一部を令和5年度に繰り越し、事業を実施するものでございます。

次に、債務負担行為補正について、補正予算書の6ページを御覧ください。福祉保険部所管分は、第3表、債務負担行為補正（変更分）のうち、下から3つ目の旭川市障害者福祉センター指定管理料です。令和4年度及び令和5年度の指定管理委託料を変更し、今年度中に協定を締結する必要があることから、限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第2号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

補正予算書の37ページを御覧ください。先ほど一般会計で御説明いたしました、国民健康保険事業特別会計繰出金の増に伴う財源振替でございます。5款1項1目一般会計繰入金を4千371万円増額し、1款1項1目一般被保険者国民健康保険料を同額減額します。

次に、債務負担行為補正について、補正予算書の8ページを御覧ください。SMS送信サービス利用料です。携帯電話のショートメッセージサービスを活用し、保険料の納付勧奨を行うシステムの利用料で、今年度中に契約を行う必要があるため設定するものでございます。

続きまして、議案第6号、令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

補正予算書の45ページを御覧ください。2款1項1目の居宅介護サービス給付費と居宅介護住宅改修費、3項1目の審査支払手数料です。給付費や審査支払手数料の増により、それぞれ1億7千173万7千円、1千364万5千円、453万5千円を補正します。財源は、国庫支出金が5千25万6千円、道支出金が2千479万9千円、繰入金が6千358万5千円、支払基金交付金が5千127万7千円です。

次に、6款1項3目の償還金です。過年度に交付を受けた交付金や負担金の再確定に伴う償還金として9千721万8千円を補正します。財源は、全額が繰入金です。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしく御願いいたします。

○浅田子育て支援部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項について御説明申し上げます。

補正予算書の24ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、上から2つ目、産後ケア事業でございます。産後ケア事業の利用者が当初の見込みよりも大幅に増加したことにより、事業実施に係る予算が不足するため、211万9千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が105万9千円、一般財源が106万円でございます。

次に、同じく上から8つ目、子ども基金積立金でございます。子ども基金への寄附金の増により、積立金の額が当初予算を上回ることから、7千965万1千円を補正しようとするもので、財源は、全額寄附金でございます。

次に、下から3つ目の地域保育所保育料補償費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で地域保育所が保護者に登園自粛依頼等を行った場合の保育料減額措置分に対して補填を行うため、4万2千円を補正しようとするもので、財源は、全額一般財源でございます。

次に、その1つ下、新規事業になりますが、こどもの安心安全対策補助金でございます。保育所等における園児の安心、安全を確保するため、送迎用バスの安全装置及び登園管理システム等の導入に対して補助を行うもので、1千416万円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が1千98万円、一般財源318万円でございます。

ここまで3款2項1目の4事業を御説明いたしました。ほかの9事業は全て償還金でございます。過年度に国及び道から受領した補助金が超過交付となったことから償還するもので、主なものとしましては、一番下の、令和2年度及び3年度に受領した子ども・子育て支援交付金償還金の8千955万円でございます。9事業の合計で総額1億5千159万4千円、財源は、全額一般財源でございます。

次に、3款2項2目児童措置費の子どものための教育・保育給付費でございます。公定価格の単価改定等に伴う扶助費の増及び、令和3年度中に受領した、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付額確定に伴う超過交付分の償還金として、2億352万6千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が1億4千577万1千円、道支出金が4千360万7千円、一般財源が1千414万8千円でございます。

次に、25ページを御覧ください。3款2項3目児童福祉施設費の市立保育所管理費でございます。令和3年度に受領した保育対策総合支援事業費補助金について、交付額が確定したことに伴い超過交付分を返還するため2千円を補正しようとするもので、財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下の愛育センター管理費でございます。愛育センターの送迎用バスに園児の置き去り防止装置を設置するため、54万円を補正しようとするもので、財源は、全額国庫支出金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健衛生費国庫補助金償還金でございます。令和2年度及び3年度に受領した母子保健衛生費国庫補助金について、交付額が確定したことに伴い超過交付分を返還するため2千259万9千円を補正しようとするもので、財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下、新規事業になりますが、出産・子育て応援推進費でございます。国が実施する、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐことを目的として、

妊娠届出時の面談により5万円、出生後の面談により5万円の合計10万円を支給する事業に基づき実施するもので、令和4年度中に妊娠届及び出生届を提出した世帯に対してアンケートを配付し、回答があった場合に5万円もしくは10万円を支給するため、2億3千275万7千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が1億5千541万1千円、道支出金が3千805万5千円、一般財源が3千929万1千円でございます。

次に、その下の医療費給付費でございます。国が進める医療意見書のオンライン化に伴い、医療機関がシステム導入等を行う場合に10万円を上限に補助する制度の新設のため、また、令和3年度に受領した小児慢性特定疾病対策国庫補助金の確定に伴い超過交付となった分を返還するため、合計で18万4千円を補正しようとするもので、財源内訳は、国庫支出金が5万円、一般財源が13万4千円となっております。

続きまして、ページが戻りますが、補正予算書の4ページ、繰越明許費補正（追加分）を御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費のこどもの安心安全対策補助金及び愛育センター管理費でございます。先ほど御説明しました、送迎用バスへの安全装置及び登園管理システム等を導入するに当たり、納入に時間を要し、令和4年度中に事業を完了できない場合に期限を延長するため、事業費全額の1千416万円と54万円をそれぞれ令和5年度に繰り越そうとするものでございます。

続いてその下、4款衛生費、1項保健衛生費の出産・子育て応援推進費でございます。令和4年度中に対象者への補助金の交付及び事務費の執行を行うことができないため、人件費の一部を除く2億3千221万6千円を令和5年度に繰り越そうとするものでございます。

続きまして、補正予算書の33ページ、債務負担行為に関する調書の追加分を御覧ください。上から4つ目、放課後児童クラブ医療的ケア児受入れに係る看護師派遣業務委託料でございますが、令和5年4月1日からの事業実施を想定しておりまして、あらかじめ対象児童の看護計画等を策定する必要があることから、令和4年度中に契約を締結できるよう、期間を令和5年度、債務負担行為限度額240万円を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号、令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の43ページを御覧ください。歳出の表になりますが、1款育英費、1項育英費、3目積立金でございます。育英基金へのふるさと納税などの寄附金の増により、積立金の額が当初予算を上回ることから、2千842万9千円を補正しようとするもので、財源は、全額寄附金でございます。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。よろしく願いいたします。

**○向井保健所地域保健担当部長** 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の26ページを御覧ください。一番上にあります4款1項2目、がん対策費についてでございます。本事業は、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診の実施などにより、がんの早期発見、早期治療を推進し、市民の健康保持を図るものでありますが、検診受診者が当初予算の見込み数を上回り、委託料が不足するため、2千398万9千円を追加しようとするものでございます。また、令和3年度中に受領した感染症予防事業費等国庫補助金につきまして、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するための補正分が2万円となっており、委託料と合わせ、計2千400万9千円の補正となります。財源は、いずれも全額一般財源でございます。

次に、その下にあります4事業でございますが、健康推進管理事務費、健康増進対策費、感染症予防対策費及び予防接種費についてでございます。いずれも令和3年度中に受領した感染症予防事業費等国庫補助金及び同負担金について、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため、健康推進管理事務費で5千円、健康増進対策費で1万8千円、感染症予防対策費で38万6千円、予防接種費で368万5千円を補正しようとするものであり、財源は、全額一般財源となっております。

次に、その下になります、結核医療費公費負担事業費についてでございます。こちらも令和3年度中に受領しました結核医療費国庫負担金につきまして、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため67万5千円を補正しようとするもので、財源は、全額一般財源となっております。

次に、その下になります、新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。こちらも令和3年度中に受領した感染症予防事業費等国庫負担金につきまして、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため2千537万9千円を補正しようとするもので、財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下にあります新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。この補正につきましても、令和3年度中に受領した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、及び、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため5億944万円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下の欄になります、3目、動物愛護基金積立金についてでございます。動物愛護基金への寄附金の増により、基金への積立金の額が当初予算を上回ることから、744万4千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額寄附金でございます。

以上、保健所所管分に関わります補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

**○富岡環境部長** 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書26ページの款項目の上から2番目を御覧ください。4款1項3目環境衛生費のうち、環境基金積立金でございます。当該基金は、地球温暖化対策の推進や循環型社会の形成、環境の保全等に係る事業の財源として運用するものでございますが、環境基金寄附金の増加が見込まれることから、645万1千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、その下、4款2項1目じん芥処理費の資源リサイクル費でございます。資源物であるプラスチック製容器包装、ペットボトル、紙製容器包装を指定法人に引き渡すに当たって、必要な選別や梱包などの中間処理及び保管を委託するものでございますが、年度当初の見込みよりも各資源物の処理量の増加が見込まれることから、委託料につきまして368万2千円の増額補正を行うものでございます。なお、財源は、指定法人へのペットボトルの引渡しによって得られます有償入札拠出金となっております。

続きまして、その下、4款2項3目清浄所費の環境センター管理費でございます。市内及び近隣5町から排出されますし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するための施設の管理運営費でございますが、処理水の放流先であります下水処理センターの処理原価増に伴う光熱水費57万5千円の増額

補正を行うものでございます。財源は、全て一般財源となっております。

次に、債務負担行為の追加分につきまして、33ページの上から5番目を御覧ください。指定ごみ袋製造費でございます。これは、市民が購入する指定ごみ袋の製造に関して、現在の在庫状況から、今年度末までに契約を行う必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和5年度、限度額は1億3千71万6千円となっております。主な財源は、家庭ごみ処理手数料及び指定ごみ袋広告掲載料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

まず、初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案に対する意見提出手続の結果について、第4次旭川市食育推進計画（案）に対する意見提出手続の結果について、以上2件について、理事者から報告願います。

○向井保健所地域保健担当部長 初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案に対する意見提出手続の結果について、御報告をいたします。お手元に資料を1枚お配りしております。

本件につきましては、昨年12月1日の本常任委員会において、変更の経緯、変更内容等について御説明し、意見提出手続を実施する旨、御報告をさせていただいたところでございますが、昨年12月15日から本年1月16日までの間、意見募集を行った結果、3名の方から御意見をいただいたところでございます。御意見の内容につきましては、お配りしている資料のとおりでございますが、いずれも変更案に記載した内容とほぼ同様の内容であったことから、変更案の修正は行いませんが、今後の事業推進の参考とさせていただくこととしております。また、いただいた御意見につきましては、本市の考え方を付し、意見提出者へ回答するとともに、本市ホームページ等で公表しております。

なお、変更案につきましては、2月1日に開催いたしました旭川市保健所運営協議会においても御了承いただいたところであり、本年4月1日からの実施を予定しておりますが、変更に当たりましては、市民の皆様が混乱することのないよう、広報誌やホームページ等を活用し、丁寧な周知に努めてまいります。

続きまして、第4次旭川市食育推進計画（案）に対する意見提出手続の結果について、御報告をいたします。お手元の資料を御覧ください。

本件につきましても、同じく昨年12月1日の本常任委員会で、意見提出手続を実施する旨を御報告しておりましたが、意見提出手続につきましては、昨年12月19日から本年1月27日までの間実施し、2名の方から御意見をいただいたところでございます。御意見の内容につきましては、お配りしている資料のとおりではございますが、いずれも計画案と同様の内容であり、計画案の修正を必要とするものではございませんでした。

この後、附属機関の審議を経て計画を決定してまいります。今後も市民一人一人が食の大切さ

を理解し、健全な食生活を実践できるよう、庁内関係部局や関係団体と連携し、取組を進めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、新型コロナワクチンの接種について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回につきましても、現在の発生状況について御報告を申し上げたいと思います。資料をお配りしておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。

今年に入りましてからの発生状況でありますけれども、資料1ページ目の一番上のグラフで分かりますとおり、全体的に発生数が減少してきている状況でございます。

同じページの真ん中のグラフでございますが、人口10万人当たりの1週間の発生者数につきましても、正月明けの医療機関の診療が通常どおり開始したときに一時的に増加が見られましたが、それ以降は順調に減少してきておりまして、今朝段階の数字を申し上げますと、この1週間での人口10万人当たりの発生者数は110.68名というふうになってございます。

また、1ページ目、下段のグラフであります。こちらにつきましては初めてお示しをするものでございます。まず、このグラフの実線につきましては、いわゆるハイリスク感染者、つまり、高齢者でありますとか、それから、治療、入院が必要な方、あと妊婦のいわゆる4類型の方々の数字でございまして、いわゆる届出が必要な方々の届出数というふうに思っただけであればというふうに思います。また、点線につきましては、御自身で購入する、もしくは市の配付事業で配付を受けた抗原定性検査キットにより陽性が確認された方々の数字でございまして、いずれの数字も発生数と同様、減少傾向となってきたところでございます。

続いて、病床の稼働の部分でございますが、2ページ目の表を御覧いただきたいと思っております。まず、現在の医療機関ごとの病床確保数でございますけれども、現在のところはフェーズ2ということで、200床の運用を行っており、今朝現在でも稼働率が16.5%となっております。また、フェーズごとの医療機関ごとのコロナ専用病床の確保数でございますけれども、下の表になりますが、現在は、先ほど申し上げたとおり、北海道から指定されておりますフェーズは2となっておりますが、来週月曜日、2月20日から、オホーツク圏以外につきましては、病床の使用が抑えられていることに鑑み、フェーズ1となるという連絡を受けているところでございます。3ページ目、上のグラフが今年1月1日以降の病床の稼働率の推移となっております。現在は、先ほど申し上げたとおり16.5%と、第8波につきましては、一時期は75%を超えていた病床の稼働でございましたが、現在については一定限落ち着いてきているというふうに言えるかと思っております。

最後になります。クラスターの発生状況になります。今年に入ってから発生したクラスター全てを掲載しております。なお、一番左側のTotalと書いてある欄の数字につきましては、これまで旭川市で発生したトータル番号、そして、Yearとなっておりますが、こちらにつきまして

は、今年度、令和4年度に発生したクラスターの数というふうになってございます。現在、クラスターにつきましては、5つの施設におきまして継続しているところでございますが、御覧いただいているとおり、1週間以上、クラスターの新規発生がございません。また、現在5つと申し上げましたが、このクラスターの継続している数につきましては、11月30日に最大で65件が継続をしておりましたが、それと比しても現在はかなりクラスターが抑えられてきているということが分かるかと思えます。

現在の状況は以上でございますが、国のほうから、感染症法上の位置づけにつきまして、2類相当から5類へということで、5月8日を目途にということで連絡を受けているところでございますが、現在のところ、具体的な内容を示されているものとしたしましては、2月10日に、マスクの着用につきまして国のほうから一定限示されたものでございまして、庁内におきましても情報の共有を図りながら、各部局で対応するよう連絡をしているところでございます。また、それ以外、例えば、医療提供体制の確保の問題でありますとか、あるいは、補助金、負担金等の予算措置の関係等につきましては、現在のところはまだ、一切知らされていないところでございますが、国のほうとしても、スケジュールとしては3月の下旬ないしは中旬ぐらいには示していただけるというふうに考えておまして、その内容を精査しながら、それ以降の体制、あるいは、総合的な委託事業を行っておりますが、その内容についても検討し、5月8日の移行に向けて準備をまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監** 新型コロナワクチン接種について御報告します。資料の新型コロナワクチン接種の状況についてを御覧ください。

全体の表で、2価とありますオミクロン株対応2価ワクチンの接種人数は15万1千190人、全市民に対する接種率は46.1%となりました。なお、本市の接種率は、1回目から2価ワクチン全てで全国平均を上回っており、2価ワクチンでは、全国平均が43%ですので、3ポイントほど上回っています。

次に、年代別ですが、右側の色の濃いグラフが2価ワクチンであり、60歳から64歳は接種率6割、65歳以上は7割を超えてきました。

次に、下の左の円グラフですが、2価ワクチンの対象となる2回目を接種した12歳以上の人数を分母とした接種率は55.5%となりました。右の円グラフは、会場別の接種状況で、医療機関での接種が82%を占めています。ワクチンの接種状況は、昨年の12月までは予約がすぐに埋まる状況で、1週間で約1万5千人が接種されたときもありましたが、1月に入ると急に少なくなり、最近では、1週間で5千人を切っており、約3分の1となっております。このため、医療機関では、予約が入らないために接種を一時休止しているところもあります。また、集団接種会場もかなり空きが出ているため、医師や看護師の人数を調整しながら運営しています。

最後に、新年度以降のワクチン接種についてですが、今時点での情報として、主なものを3つ申し上げますと、まず1つは、現在進めている接種は当面継続する、2つ目は、秋冬頃に次の接種を実施予定、3つ目は、接種対象は、重症化リスクが高い人という意見もありますが、全ての人に接種機会を確保することも考慮するとなっております。ただし、これらは検討段階であり、3月上旬に国が最終的な方針をまとめる予定となっておりますので、国から正式な情報が入り次第、改めて検討

してまいります。

以上です。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○小松委員 何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、コロナのほうは、好ましい状況になっているのかなど。感染者が減少傾向にあるということとあります。一方、インフルが、近年になく感染者が増えていると。マスクを着用していますね、今、コロナ禍の下で。そういう下でもインフルは増えている。コロナは感染者が減少している。この状況をどういうふうに見られているのか、お聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 御案内のとおり、現在、市内のインフルエンザの発生状況につきましては注意報レベルということになっております。コロナの感染拡大がスタートしてから2年間は、インフルエンザの流行というのがなかったわけでありまして、そういった意味では、今の状況がコロナ発生後初めての状況でございます。これまで2年間、流行してこなかったことによりまして、世の中の方々は、インフルエンザに対する免疫を持っていないというような状況になっております。一方で、コロナとインフルエンザの感染対策は同様でございますので、そういった意味では、コロナの対策を今現在、皆さんに行っているということによりまして、免疫を持っていないながらも、コロナ対策を継続することによって、インフルエンザの発生も抑えられているということも言えるかと思っております。とは言うものの、一方で注意報レベルにはなっている状況にございまして、特に小児科においては、コロナの発生よりもインフルエンザの発生のほうが多くなっている状況になっております。

こういった感染症につきましては、2つの感染症が干渉し合うという特徴を持っており、2つの感染症が同時多発的に感染拡大をするということは非常にまれなこととございます。そういった点では、現在は、季節性インフルエンザが優勢という状況で、コロナが負けているという状況でございますが、いずれ、インフルエンザは当然、発生が下がってまいりますので、そういったタイミングでまたコロナが増加してくるのではないかと懸念を持っておりますし、また、そういったタイミングで、本市ではまだ見つかっていない新たな変異株、例えば、XBB. 1. 5タイプの変異株等が出てくることによって、増加に加速がつくということも考えられなくもないというふうに思っております。そういったインフルエンザとコロナの発生状況については、常に注視していかなくやならない状況であるというふうに考えております。

○小松委員 次に、報告にもありましたように、5月8日をもって2類相当から5類へ移行していくと。具体的な中身は、3月の上・中旬ぐらいに示すと。いろいろ専門家を含めて、懸念する声も報道では紹介をされています。一つは、コロナに感染した方は、必要に応じて医療提供されるのかどうなのか。今は、様々な補助金が医療機関に出されておりますから、収益上、いろいろなことがあっても受け入れる。これは、財政的な面から受け入れる要素が強まっている。もう一つは、保健所の機能として、入院が必要な方には、この地域の医療機関に対しての調整機能、その役割を發揮していることによるものだと思うんです。

しかし、5類に移行した場合、この2つがどうなるのかということが、なかなか具体的には見えていません。不安の声の一つには、医療機関は、今までよりも受入れが縮小される傾向が強まるのではないのか、その見方は、私は当然あり得ると思っているんですね。リスクが高いし、要する人

員の配置も、ほかの疾病に比較すると相当多くなるということで。だから、必要な人に医療供給されないことが危惧されるというのもあります。もう一つは、重症化予防の薬ですね、ラゲブリオというのは、1本9万4千円するっていうんですね。これが、今は無料で受けることができる。これがどうなるのかという不安の声も出てきております。それから、もう一つは、医療機関がしっかりと短時間に対応できなくなると、このラゲブリオというのは、発症から5日以内でないと効果が相当薄くなると。投与したほうがいいとドクターが判断しても、5日経過してしまうと、なかなか十分な効果を期待することができないと、様々な不安の声が、専門家を含めて、今、出てきているんですね。これは皆さん方に聞いても、皆さん方はどうこう言うことはできないんですが、この5類への移行で、保健所機能や、今、こうして何点か特徴的なことを指摘させていただいたんだけど、危惧される点について、保健所として捉えている点があれば、御紹介させていただきたいと思います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 5類移行におけます懸念材料ということでございます。まず一つは、5類に移行させるということの根底にある条件といたしましては、やはり、地域の医療提供体制がしっかりできているということが極めて重要であります。その医療提供体制も2段階ございまして、誰でも症状を持った方が、クリニック等の1次医療機関を中心に受診ができる体制、それともう一つが、そこから重症化に向かうような、本当に入院治療が必要な方にきちっとベッドが当たるような体制、この2つができて初めて、5類移行というのが可能になってくるというもので、これらの医療提供体制が本当にこの地域でつくれるのかどうなのかということが、非常に懸念をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、5類となりますと、季節性インフルエンザと一緒にになりますので、そういう意味では、いわゆる内科系、あるいは小児科においては、これまで、インフルエンザの検査や診察、診療、治療についてはどこでも行ってきたわけでありまして、コロナについては現在はそうはなっておりません。これをいかに門戸を広げるかということが重要になってまいりますので、こういった部分につきましては、特にクリニックが中心となっております医師会のほうに、きちっとやはり説明をしながら、体制づくりに御協力をいただくよう、協議をしていかなければならないということ、それともう一つが、入院が必要になった場合のベッドでございます。現在は、病床に対する補償が国のほうでなされているということで、たとえコロナ専用病床の稼働状況が悪くても、病院としては、それを準備した以上、それに対する補助金が入ってきており、これらについては、今のところは示されておられません。したがって、そういった意味では、一定限示される内容によっては、病床を準備しづらいというような状況が出てくるのではないかと。特に、私どもが今年度に入りまして頑張ってきたことの一つとして、民間病院のコロナ専用病床の確保ということでやってまいりました。民間病院は、やはり収益性というものも一定限必要になってまいります。そういった意味では、休床の補償というのは非常に重要でありますので、そういった病院からの協力がもし得られなくなってくるとなれば、病床の確保数が当然減ってまいりますので、さらに基幹病院などの負担も増えるということで、結果的に救急医療等に波及していきんではないかというようなことが考えられます。

あともう一点は、医療を受ける側のお話でございまして、これまでは公費負担によりまして、検査代でありますとか、薬価代、あるいは入院治療費、こういったものについては自己負担分が公費負担されている状況でございましたが、これがなくなってしまうと、多い方では3割の負担を

強いられるということになります。先ほどの例にありましたように、特に薬価が非常に高価な薬というふうになっておりまして、特に、重症化した患者さんには、レムデシビルという薬を打ちますが、これが一番高い薬になっておりますので、そういった意味では、患者さんの負担が多くなることによって、医療にかからないで終わらそうという方が増える可能性はあると思います。それによって、重症化し、あるいは死に至るということも出てきかねないということになりますので、その辺の公費負担の考え方というものにも国の動向を注視していかなければならないと考えております。

**○小松委員** 重篤化が減ってきているということも、私もそういう感じはあるんですが、ただ、インフルと同じように5類に移行すると。インフルでの死者数は、年間3千人とか4千人って言われているんですね。ところが、コロナは、2022年の1年間で3万6千人だから、桁が違うんです。それをインフルと同じ5類で対応しようと。補助金や公費負担はどこまで今までのものが続くのかも、ちょっと今の段階では分からんということで、懸念材料は数多くあるということだと思っております。

そこで、まだ具体的な内容は分かっていないんですが、今、保健所のコロナ対策としては、必要などときには行政内から応援を受けて対応してきている。3月は、そういう部局の人事希望、これらの検討をしながら、4月以降どうするかということを作業していかなければならないですよ。5類へ移行した際の、具体的な中身が定かではない中で、人員配置を含めてどういうふうに対応しようとしているのか、基本的小松をお聞きします。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 人員の配置状況につきましては、現在、基本的に保健所の応援をいただきながら、特に保健師さんの応援をいただきながら行っているというのが発生対応のほうです。それから、ワクチンのほうにつきましては、相変わらず、全庁応援を一定限いただきながら、体制を維持しているという状況であります。発生対応、あるいはワクチンのいずれにいたしましても、ちょっとまだ状況が見えない部分がありますので、なかなか人事的な措置を今から講じるというのは非常に難しい状況にありますし、もし、3月の上・中旬に分かったとしても、役所の人事はもう動いておりますので、そういった意味では、我々が現在想定しているもの以外に何か発生があつて、それで人員が必要だということになれば、これは変わらず、やはり、応援職員を要請しながら対応していくしかないのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、保健所のコロナに対する関与度というものや、あるいはワクチンの今後の接種の見込みというのは、国の方針が見えてこない、やはりなかなか対応しづらい状況にあるということはあるかと思っております。

**○小松委員** ワクチンについてもお聞きいたします。いわゆる2価ワクチンが、全体での接種率は46.1%、2回目を打った接種対象者の中では55.5%の接種率と。人数でいくと、対象となっている人のうち、2価ワクチン未接種の方はまだ12万人いるんですね。

それで、今、5類移行ということが、盛んにこれからもどんどん報道され続けると、ワクチン接種の必要性、意識が低下していくことも十二分にあり得るだろうと。そのときに、ワクチン接種の必要性を皆さん方はどう考えて、市民にどう捉えてもらいたいと思っているのか。そして、その対応をどういうふうにとろうとされているのか、お聞きいたします。最後に、どこまで接種率を高めたいと思っているのか、併せてお答えいただきたいと思っております。

**○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監** 今、2価ワクチンの接種が進んでいますけれど

も、3回目は、ほぼ7割に近いところまで来ておりますが、2価ワクチンの全国的な状況ですとか、本市のケースを見ましても、なかなかちょっと7割まで行くのはどうなのかなというような気持ちは持っております。ただ、今、分科会の中でもいろいろ最新の調査結果が出ていまして、主にワクチンの効果は重症化予防というふうに言われていますけれども、やっぱり発症の予防効果もある程度あるというような研究結果が出ておまして、年齢によって多少差があるんですけども、3割から5割は発症予防効果がやはりあるのではないかなというような話が出ています。

回数が進むにつれて接種率が下がっているのは、やはり副反応の心配ですとか、接種しても感染する、感染しても軽症で済むことが多いというような意識が広がってきているというふうには考えておりますが、軽症化ですとか、かかっても大したことないねというような話は、先ほど申し上げた発症予防効果ですとか重症化予防効果というワクチンの効果が、じわじわと出てきている結果が表に出ているのかなというふうには思っております。

実際、いろんなワクチンに関わる情報が、いい情報から悪い情報までたくさん出ておまして、ワクチンの効果というのは、もう9割ぐらいの方が2回以上接種しているので、その効果がなかなか見えてきていないということもあると思うんですけども、今後もこういう研究結果、正しい情報をお知らせしていくように努めていくということと、やはり、今までも私たちが心がけてきましたように、なるべく接種しやすくするということのきめ細かな対応というのはしていきたいと思っております。ただ、新年度以降、予算的にも、接種状況もまだ全然分かりませんので、その状況を見ながら、できる限りのことを考えていきたいと思っております。

○小松委員 終わります。

○佐藤委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市食品ロス削減推進計画(案)に対する意見提出手続の結果についてにつきまして、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市食品ロス削減推進計画(案)に対する意見提出手続の結果につきまして、御報告申し上げます。

本計画は、国際的な課題である食品ロス削減につきまして、令和元年度に食品ロス削減推進法が施行されたことなどを踏まえ、本市における対策等を定め、取組を推進していくことを目的に策定するものでございます。意見提出手続は、昨年12月23日から本年1月31日までの期間で実施し、お手元の資料のとおり、2件の意見が寄せられました。その内容でございますが、2件とも計画案とおおむね同じとなっております、いただいた意見と、それに対する市の考え方につきましては、市のホームページ、市政情報コーナーなどで公表することとしております。

なお、今後の予定でございますが、今月末に開催予定の旭川市食育推進会議にて、意見提出手続の結果報告と最終案についての意見聴取を行い、最終調整を行った上で、今年度中に作成する予定としております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時05分